

【施策の整理表】 都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策

	現在の取り組みを継続する施策	当面、新たに取り組む施策	目標の達成状況により新たに検討する施策
都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策	① 中心市街地の活性化 ・ 2期中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に基づき、中心市街地における日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設を維持・確保します。	① 公有地活用の検討 ・ 都市機能誘導区域内にある公有地については、その土地を活用した日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設の維持・確保について検討します。	① 整備費用等に対する支援 ・ 都市機能誘導区域内に誘導施設を移転・新設・合築・複合化する場合、都市機能立地支援事業等の活用により、建物整備費等の一部支援について検討します。支援にあたっては、拠点ごとの誘導施設（維持・確保）を対象とします。
	② 都市機能の施設整備 ・ 都市再構築戦略事業等の活用により、都市機能誘導区域内への日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設を維持・確保します。	② 容積率緩和の検討 ・ 都市機能誘導区域に立地する誘導施設については、必要に応じて、新設・建替えの際に特定用途誘導地区を活用するなど、容積率緩和の可能性を検討します。	
	③ 都市計画制度の活用 ・ 地区計画等の活用により、都市機能誘導区域内への日常生活サービス機能を提供する施設を維持・確保します。	③ 補助採択基準の見直し ・ 高齢者福祉施設、子育て支援施設等が都市機能誘導区域内に立地する場合の補助採択基準に、立地適正化計画に配慮した加点項目を検討します。	
		④ 空き地、空き家の活用検討 ・ 空き地、空き家などの低未利用地を活用した日常生活サービス機能の立地の可能性を検討します。	
		⑤ 届出制度の活用 ・ 都市機能誘導区域外に立地する誘導施設については、都市再生特別措置法第108条に基づき届出が必要となることから、届出を活用した都市機能誘導区域内への立地促進を図ります。	
		⑥ 公共施設の立地促進 ・ 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等にあたっては、その施設の都市機能誘導区域及び居住誘導区域内への立地を念頭に検討を行います。	
		⑦ 民間団体等との連携 ・ 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保するため、事業者・行政・不動産業界・市民との連携ネットワークの強化を検討します。	
		⑧ 情報提供の充実 ・ 細かな地域区分による人口密度や年齢構成割合等の情報提供を検討します。	

	現在の取り組みを継続する施策	当面、新たに取り組む施策	目標の達成状況により新たに検討する施策
居住誘導区域の人口密度を維持するための施策	①良好な居住空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> 歩行環境や自転車走行環境の向上、並びに公共交通へのアクセス性の向上に資する道路整備等を進めます。 公園や緑地といった公共空地・緑化空間が少ない地区については重点的にその整備に努め、幅広い世代にとって居心地の良い居住環境を創出します。 居住誘導区域内に位置し、良好な居住環境の形成や居住地選択に対して高い付加価値を生み出す水前寺江津湖公園などの整備に取り組みます。 	①届出制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外に一定規模以上の住宅を建築する際については、都市再生特別措置法第88条に基づき届出が必要となることから、届出を活用した居住誘導区域内への立地促進を図ります。 	①定住に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の人口密度が大きく減少した場合は、居住誘導区域内への定住を促進するための支援制度を検討します。
	②不良住宅等の解消 <ul style="list-style-type: none"> 良好な生活環境を確保するため、家屋等が管理不全な状態となることを防止し、管理不全な状態となった家屋等に対しては適正な管理が図られるよう努め、不良住宅等の解消により居住環境の向上を図ります。 	②税制面の見直し <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の税制改正において、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例の対象外となることから、特定空家等に係る土地に関しては税制上必要な措置を講じることを検討します。 	②既存制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の人口密度が大きく減少した場合は、集落内開発制度の指定区域見直しや、開発許可基準の見直しを検討します。
	③都市災害・自然災害への対策 <ul style="list-style-type: none"> 良好な居住環境の維持・確保に向け、公共空地の確保や内水害対策などの都市災害対策や、土砂災害、河川氾濫などの自然災害対策に取り組みます。 	③公営住宅の見直し <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の維持更新にあたっては、居住誘導区域内で重点的に取り組むとともに、バリアフリー化や複合施設化等の機能向上について検討します。 	
		④民間団体等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の人口密度を維持するため、不動産業界、住宅業界等との連携を図り、空き家等の解消に向けた連携ネットワークの強化を検討します。 	
			⑤空き地、空き家の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> 空き地、空き家などの低未利用地を活用した居住の促進の可能性を検討します。
地域コミュニティを維持するための施策	①地域コミュニティの維持・活性化 <ul style="list-style-type: none"> 町内自治会への支援により、地域コミュニティ維持を図ります。 農業の有する多面的機能の発揮を促進し、地域コミュニティの維持を図ります。(多面的機能発揮促進事業) 	①人材育成の強化 <ul style="list-style-type: none"> 小学校区単位などの細かな単位で、地域のまちづくり機能を強化するため、(仮称)地域コンシェルジュの設置について検討します。 	
その他	①定住促進の支援 <ul style="list-style-type: none"> UIJターン希望者のための相談窓口を設置するなど、市域への定住を支援するとともに、企業誘致や雇用の促進など、本市への定住促進を図る施策に取り組みます。 熊本市のプロモーション活動により交流人口の増加を図るとともに、地域コミュニティの活性化又は移住促進を図ります。 	①国への提案、要望 <ul style="list-style-type: none"> 都市再構築戦略事業等において、居住誘導区域内で居住促進に特に資する公園整備や道路整備等については、都市機能誘導区域外であっても基幹事業として取り扱うよう要望します その他制度改正の要望や、地域の特性にあった施策の提案を行います。 	
	① 広域道路交通ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域へのアクセス性向上や、広域的な道路ネットワークの利便性向上により、地域の多様な交流を促進するため、広域道路交通ネットワークの形成に取り組みます。 		
	② 自転車利用環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域内の日常生活サービス機能を提供する施設の利用促進に資する駐輪場整備や、良好な居住環境の形成に資する歩行者と自転車が共存する交通環境の整備に取り組みます。 		